

滝川市保育所入所選考基準表

【基礎点数】令和7年4月1日入所から適用

保育必要性の事由			点数
就労	被雇用者・自営業者(生計中心者)	月の就労時間が160時間以上	100
		月の就労時間が140時間以上160時間未満	90
		月の就労時間が120時間以上140時間未満	80
		月の就労時間が100時間以上120時間未満	70
		月の就労時間が80時間以上100時間未満	60
		月の就労時間が60時間以上80時間未満	50
	自営業者(生計協力者)・内職者・在宅ワーク者	月の就労時間が160時間以上	90
		月の就労時間が140時間以上160時間未満	80
		月の就労時間が120時間以上140時間未満	70
		月の就労時間が100時間以上120時間未満	60
		月の就労時間が80時間以上100時間未満	50
		月の就労時間が60時間以上80時間未満	40
妊娠・出産	産前7週(多胎妊娠の場合は産前14週)から産後の翌日8週後の属する月末まで ※ただし、切迫早産等に関して入院、通院または治療を要する場合は、疾病とする		70
疾病・障害	入院が1ヶ月以上にわたると見込まれるもの		100
	自宅療養	常時臥床	100
		月複数回の通院加療を要する	70
		上記以外の自宅療養	50
	身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級・2級		100
	身体障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳3級		80
介護・看護等	病院等で入院付添	月15日以上かつ月60時間以上の付添	100
	在宅介護・看護(月60時間以上)	重度心身障害者又はねたきり老人の介護・看護	80
		軽度心身障害者の介護・看護	40
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっており、保育することができない場合		100
求職活動	求職活動(起業準備)を行っており、保育することができない場合		30
就学	技術習得等で、職業訓練学校や、大学・専門学校等に通学している場合		就労の基準を準用
虐待やDVのおそれがあると認められる場合	当該児童及び世帯の状況に応じて別途判断する		—
育児休業中	育児休業取得時に、既に上の子が保育所等に入所している場合は、上の子の継続利用を認めるため、利用調整は必要ない		—
その他市長が必要と認める場合	特に必要と認める場合(特例)		10～100

【調整点数】

項目			点数
保護者・世帯の状況	ひとり親世帯の場合		+120
	父母のうちいずれかが単身赴任		+10
	障がい者がいる世帯の場合		+10
	要介護者がいる世帯(介護認定は除く)の場合		+10
	保育士等資格保有者が滝川市内の保育施設等で保育業務に従事する場合	月120時間以上の就労を常態とする場合	+120
		月120時間未満の就労を常態とする場合	+100
	希望する保育所に入所できない場合に、育児休業の延長を許容できる場合		-10
	保育料を滞納しており、納付の督促に対して適切な対応がみられない場合		-10
児童の状況	(新規入所の場合)兄弟・姉妹が既に入所 -----		+15
	(転所の場合)兄弟・姉妹が別々の保育所に入所しており、同じ保育所に入所希望		
	(新規入所の場合)兄弟・姉妹と同時入所申込 -----		+10
	(転所の場合)兄弟・姉妹と同時転所希望		
	就学前児童3人以上		+5
現在の状況	前年度から待機している		+5
	現在、一時保育を利用または知人・親戚に預けながら待機している(年度途中入所に限る)		+10

【同点時の優先順位】

	状況
1	保育士等資格保有者が、滝川市内の保育施設等で保育業務に従事する
2	兄弟・姉妹が既に入所している
3	基礎点数が高い
4	同居者なしのひとり親世帯
5	多子世帯
6	市民税所得割額の低い世帯
7	世帯の状況から総合的に判断

【利用調整の方法について】

- ①滝川市民を優先とし、合計点数の高い方から順に入所調整を行う(合計点数＝基礎点数＋調整点数)
ただし、滝川市に転入予定(転入日及び住所が確定している)の場合は、滝川市民と同様に扱う
- ②転所については、新規申込と同様に扱う